主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人飯田孝朗、同森谷和馬の上告理由について

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長	長裁判官	高		辻	正	己
	裁判官	天		野	武	_
	裁判官	江	里		清	雄
	裁判官	服		部	高	顈
	裁判官	環			昌	_